

役員の退職金支給内規

昭和 51 年 7 月 10 日 制定
平成 4 年 4 月 1 日 改正
平成 14 年 4 月 15 日 改正
平成 16 年 10 月 28 日 改正
平成 17 年 3 月 22 日 改正
令和 3 年 1 月 5 日 改正

(目 的)

第 1 条 この内規は、常勤役員の退職金の支給について定めることを目的とする。

(退職金の受給者)

第 2 条 退職金は、役員が退任した場合にはその者に、役員が死亡した場合にはその遺族に支給する。

(退職金の額)

第 3 条 退職金の額は、在任期間 1 月につきその者の退任又は死亡当時における本俸の月額に 100 分の 12.5 を乗じて得た額とする。ただし、在任期間中に本俸月額の増額または減額があった場合は、就任日から本俸月額の増額または減額があった月の前月までの在任期間については、従前の本俸月額とする。

第 3 条の 2 (削除)

第 4 条 特に功労のあったものについては、前条にかかわらず在任期間 1 月につきその者の退職又は死亡当時における本俸の月額の 100 分の 50 を乗じて得た額の範囲内の金額を支給することができるものとする。

(在任期間の計算)

第 5 条 在任期間の月数の計算については、役員となった日から退任又は死亡した日の属する月までの月数とする。

(再任等の場合の取扱い)

第 6 条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役員を命ぜられたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在任したものとみなす。

2 役員が任期満了の日以前において役職を異にする役員を命ぜられたときは、その者の退職金の支給については、その任命の日の前日に退任したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第 7 条 第 2 条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号によるものとし、第 2 号及び第 3 号に掲げるもののうちにあつてはそれぞれ当該各号に掲げる順位による。

機密性 2 完全性 2 可用性 2

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻と同様の関係にあった者を含む）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他の親族で役員の死亡当時主としてその収入により生計を維持し、又は生計を共にしていた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で前号に該当しない者
- 2 前項第2号及び第3号中、父母については、養父母を先にして実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にして、実父母の父母を後にする。
 - 3 退職手当を受けるべき遺族のうち同順位の方が2人以上ある場合は、その人数により等分して支給する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成4年4月1日から適用する。
- 2 この規程の適用の日において在職する者の同日の前日まで引き続いて勤続した期間は、改正後の役員退職金支給内規の第3条の2の第1項の加入期間とみなす。
- 3 この改正規程は、平成14年4月1日から適用する。
- 4 この改正規程は、平成16年11月1日から適用する。
- 5 この改正規程は、平成17年7月1日から適用する。
- 6 この改正規程は、令和3年1月1日から適用する。